

## 「中間前払金制度」及び「地域建設業経営強化融資制度」(元請融資制度) の導入促進について

四国地方整備局建政部では、地域の建設業を取り巻く経営環境が厳しい中で、地域の建設企業を資金繰りの面から支援するために、「中間前払金制度」及び「地域建設業経営強化融資制度」(元請融資制度)が未導入である管内市町村に対して、平成24年2月から直接訪問し、両制度の周知及び導入要請を行ってまいりました。(平成23年度22市、平成24年度49町村)

今般、平成25年4月1日現在の両制度の導入状況を取りまとめたので、公表します。

### ○ 中間前払金制度

平成25年4月1日導入率 約65.2% (62/95市町村)  
対前年度比 約11.5%増 (11市町村増加)

### ○ 地域建設業経営強化融資制度

平成25年4月1日導入率 約47.3% (45/95市町村)  
対前年度比 約8.4%増 (8市町村増加)

四国地方整備局建政部では、今後とも管内未導入の市町村に対して、制度の周知活動及び導入要請を継続したいと考えております。

平成25年 5月17日

四国地方整備局

<本件に関する問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長 久保田 一成 (内線6121)

課長補佐 杉浦 敏樹 (内線6142)

電話 (087) 851-8061 (代表)

# 制度概要

## 中間前払金制度の概要

中間前払金制度とは、当初の前払金に加え、工期半ばで請負代金額の2割を追加して支払うことが出来る制度です。

当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件をすべて満たしている場合に請求することが出来ます。

- 当初の前払金が支出されていること
- 工期の2分の1を経過していること
- 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

## 地域建設業経営強化融資制度(元請融資制度)の概要

公共工事等を元請として受注している中小・中堅建設企業が、工事請負代金債権を担保に出来高に応じて低利で融資を受けることができる制度です。融資を受けるためには、発注者に債権の譲渡を認めてもらう必要があります。融資は工事の出来高が2分の1以上になった時点で可能となり、その金利と事務手数料については助成措置があるため、資金調達コストが軽減できます。融資にあたって発注者の財政負担はなく、債権の譲渡を認めることで制度導入が可能となります。

また、発注者は融資時に出来高確認を行う必要がないため、事務負担は少なく、受注者も出来高に応じて複数回利用することも可能であるため、発注者と受注者双方にメリットがある制度です。

公共工事の中間前払金制度及び地域建設業経営強化融資制度の導入状況(平成25年4月1日現在)

24 市町村

徳島県

市町村名	中間前払金制度	地域建設業経営強化融資制度
徳島市	○	○
鳴門市	○	○
小松島市		○
阿南市	○	○
吉野川市	○	○
阿波市	○	○
美馬市	○	○
三好市	○	○
勝浦町		
上勝町	○	○
佐那河内村		
石井町		
神山町	○	
那賀町	○	○
牟岐町	○	
美波町	○	○
海陽町	○	
松茂町		
北島町		
藍住町	○	○
板野町		
上板町	○	
つるぎ町		
東みよし町		
合計	15	12

17 市町

香川県

市町村名	中間前払金制度	地域建設業経営強化融資制度
高松市	○	○
丸亀市	○	○
坂出市		○
善通寺市	○	
観音寺市		○
さぬき市	○	
東かがわ市	○	○
三豊市	○	○
土庄町		
小豆島町		
三木町		
直島町		
宇多津町		
綾川町	○	○
琴平町		○
多度津町		○
まんのう町	○	○
合計	8	10

20 市町

愛媛県

市町村名	中間前払金制度	地域建設業経営強化融資制度
松山市	○	○
今治市	○	○
宇和島市	○	
八幡浜市	○	
新居浜市	○	○
西条市	○	○
大洲市	○	
伊予市	○	
四国中央市	○	○
西予市	○	○
東温市	○	○
上島町	○	
久万高原町	○	
松前町	○	
砥部町	○	○
内子町	○	
伊方町	○	
松野町		
鬼北町	○	
愛南町	○	○
合計	19	9

34 市町村

高知県

市町村名	中間前払金制度	地域建設業経営強化融資制度
高知市	○	○
室戸市	○	
安芸市	○	
南国市	○	
土佐市	○	
須崎市		○
宿毛市		○
土佐清水市		
四万十市	○	○
香南市	○	
香美市	○	
東洋町	○	
奈半利町		
田野町		
安田町		
北川村		
馬路村	○	○
芸西村		
本山町	○	○
大豊町	○	
土佐町	○	○
大川村	○	○
いの町	○	○
仁淀川町	○	○
中土佐町	○	○
佐川町		○
越知町		
梶原町		
日高村		○
津野町	○	
四万十町	○	
大月町		
三原村		
黒潮町	○	○
合計	20	14

\* 中間前払金制度を導入済の市町村 62団体

そのうち平成25年度から導入した市町村 11団体

(神山町、牟岐町、藍住町、大洲市、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、鬼北町、東洋町、馬路村)

【西日本建設業保証(株)調査資料(H25.4.1現在)】

\* 地域建設業経営強化融資制度を導入済の市町村 45団体

そのうち平成25年度から導入した市町村 8団体

(美馬市、上勝町、那賀町、美波町、藍住町、今治市、馬路村、大川村)